

2022年度に実施されている主なビジネスレート減免措置

ビジネスレートは、地方自治体が非居住用（事業用）資産（店舗、事務所、倉庫、工場など）に課している固定資産税で、不動産評価額を基準に課税額が定められ、原則として使用者が支払い義務を負う。スコットランド自治政府などは近年、「非居住不動産レート（Non-domestic Rates）」という呼称を用いている。

1. 小事業向け減免制度

	基準となる不動産評価額	免除の内容
イングランド	1万2,000ポンド以下 1万2,001ポンド～1万5,000ポンド	免税 30ポンド上昇するごとに1%ずつ減免率が減る
	複数不動産の場合、以下のいずれかの条件下で減免可能。 a. 2軒目以降の物件の評価額が各2,899ポンド以下。 b. 全物件の評価額が合わせて2万ポンド以下。（ロンドン市内は2万8,000ポンド以下）	
ウェールズ	6,000ポンド以下 6,001ポンド～1万2,000ポンド 複数の不動産の場合、1つの事業主、1つの自治体につき2軒まで合計評価額が条件を満たしていれば適用可能。	免税 60ポンド上昇するごとに1%ずつ減免率が減る
スコットランド	1万5,000ポンド以下 1万5,001ポンド～1万8,000ポンド	免税 25%免除
	複数不動産の評価額の合計が3万5,000ポンド以下かつ各不動産の評価額が1万8,000ポンド以下、実際に入居している物件のみ対象。	小事業ボーナススキームと呼ばれるもので、各不動産について25%免除（上限7,470ポンド）
北アイルランド	2,000ポンド以下 2,001ポンド～5,000ポンド 5,001ポンド～1万5,000ポンド	50%の免除 25%の免除 20%の免除

英国政府：ビジネスレートの減免 ([Business rates relief](#))

ウェールズ自治政府：ビジネスレートの減免 ([Business Rates in Wales](#))

スコットランド自治政府：非居住不動産レートの減免 ([Non-domestic rates relief](#))

北アイルランド自治政府：ビジネスレートの減免 ([Help available for business rates](#))

2. 空き物件向け減免制度

空き物件については、不動産の所有者がビジネスレートの支払い義務を負うが、空いた当初の数か月の免除が認められている。期間や条件などは、下表のとおり行政府によって異なっている。

	空き物件	評価額が低い建物	保存指定建物	生産施設 (工場、工房など)
イングランド	3カ月間の免除	評価額が2,900ポンド未満の物件は入居者が入るまで免除	入居者が入るまで免除	6カ月間の免除
ウェールズ	3カ月間の免除	評価額が2,600ポンド未満の物件は入居者が入るまで免除	入居者が入るまで免除	6カ月間の免除
スコットランド	最初の3カ月間は50%免除、その後は10%免除	評価額1,700ポンド未満は入居者が入るまで免除	入居者が入るまで免除	最初の6カ月間の免除、その後10%の免除
	フレッシュスタート制度：最初の1年に限り100%免除 ・6か月以上空き家だった物件に入居した企業 ・評価額が9万5,000ポンド未満の物件			
北アイルランド	3カ月間の免除、その後は50%免除	評価額2,000ポンド未満は入居者が入るまで免除	入居者が入るまで免除	最初の3カ月間の免除、その後、物件ごとに減免率が判断される

3.企業特区（エンタープライズゾーン）

企業特区は、イングランドに48カ所、ウェールズに8カ所、スコットランドに16カ所、北アイルランドに1カ所設置されている。

イングランドについては、エンタープライズゾーン内の企業を対象に最長5年間、5万5,000ポンド/年を上限にビジネスレートの減免を図っている。その他の地域についても、ビジネスレートの減免を含む総合的な経営支援制度が用意されているが、支援内容は公表されていない。

4.フリーポート（Freeports）

2021年度予算案（2021年3月3日に発表）の中で発表されたもので、イングランド内で選ばれた港湾地域ではビジネスレートが5年間免除される（2026年9月30日までに進出・拡張した企業が対象）。

選定されたイングランド内のフリーポートは8カ所：イースト・ミッドランズ空港、フェリックストー／ハリッジ、ハンバー、リバプール都市圏、プリマス、ソレント、ティーズサイド、テムズ。

スコットランドは2カ所の「グリーンフリーポート」の建設をするとして、2022年3月～5月に入札を実施済、2022年夏後半には結果発表の見通し。

- ・英国議会：「英国政府のフリーポート政策」([UK Government policy on freeports](#))
- ・英国政府：イングランド内地方自治体向けガイダンス「フリーポートでのビジネスレートの減免」([Guidance Freeports business rates relief: local authority guidance](#))
- ・ウェールズ自治政府：「英国政府とウェールズにフリーポートを設立することで合意」([Welsh and UK governments agree to establish freeports in Wales](#))

- ・スコットランド自治政府：「グリーンフリーポート」([Green freeports](#))
- ・英国政府：「グリーンフリーポートの入札開始」([Bidding opens for two landmark Green Freeports in Scotland](#))
- ・ジェトロの記事「[イングランドに経済特区「フリーポート」8カ所設置を発表](#)」
(2021年3月11日付)

5. 過疎地の減免

イングランドとスコットランドでは人口3,000人以下の過疎の村で、以下の条件を満たせば免税

イングランド	村で唯一の店舗または郵便局（評価額8,500ポンド以下）、パブまたはガソリンスタンド（評価額1万2,500ポンド以下）
スコットランド	小さい食品店、雑貨店、郵便局（評価額8,500ポンド未満）
	小さいホテル、パブまたはガソリンスタンド（評価額1万2,750ポンド以下）
	地元社会に貢献しているビジネス（評価額1万7,000ポンド以下）

ウェールズと北アイルランドでは、人口要件はない。

ウェールズ	9,000ポンド以下の郵便局口	100%の免除
	9,001ポンド～1万2,000ポンドの郵便局	50%の免除
北アイルランド	9,000ポンド以下の郵便局口	100%の免除
	9,001ポンド～1万2,000ポンドの郵便局	50%の免除
	1万2,001ポンド～1万5,000ポンド郵便局	20%の免除
	ATM機	100%の免除

6. チャリティー団体、自治体が運営するアマチュアスポーツクラブ

イングランドとスコットランドでは80%までの免除が可能。自治体の判断で免税が認められることもある。ウェールズと北アイルランドでは原則として免税。

7. 苦境にある場合の特別免除

経営難で支払ができないが、支払を免除することで地域住民の利益となるような場合

8. 2017年の評価額改定による経過措置

2017年に評価額が改訂されたイングランド、スコットランド、ウェールズにおいては経過措置が導入されている。イングランドでは2017/18年度から2021/2022年度にかけて経過措置が実施される予定だったが、2022/2023年度も評価額が上昇した不動産に限定し

て経過措置が延長実施され、2万ポンド以下（ロンドン市内は2万8,000ポンド以下）の物件に対しては上昇率が15%以内、2万ポンド超10万ポンド以下の物件に対しては25%以下となるよう各自治体に通知している。

ウェールズ自治政府は経過措置を2017年に実施したが、2018年以降は小企業向けビジネスレート引き下げ措置（SBRR）の中で調整している。

スコットランド自治政府は、150万ポンド以下のホテルやパブなどのホスピタリティ業、およびアバディーンやアバディーンシャーの事業所に対するビジネスレートの上昇率を12.5%以下にするよう通知している。

イングランドの経過措置表

増加率、減少率に上限が設けられており、これに従い各自治体が課税額を算出する。

(単位：%)

評価額	2017/18 年度	2018/19 年度	2019/20 年度	2020/21 年度	2021/22 年度
評価額が上昇した不動産					
2万ポンド以下 (ロンドン市内は2万8,000ポンド以下)	5.0	7.5	10.0	15.0	15.0
2万ポンド超 (≠2万8,000ポンド超)	12.0	17.5	20.0	25.0	25.0
10万ポンド超	42.0	32.0	49.0	16.0	6.0
評価額が下落した不動産					
2万ポンド以下 (ロンドン市内は2万8,000ポンド以下)	20.0	30.0	35.0	55.0	55.0
2万ポンド超 (≠2万8,000ポンド超)	10.0	15.0	20.0	25.0	25.0
10万ポンド超	4.1	4.6	5.9	5.8	4.8

8.新型コロナウイルス感染拡大に伴う主な措置

新型コロナウイルス感染拡大に伴うロックダウン措置等により経営上の大きな打撃を受けているビジネスに対しては、各行政府から2022年度(2022年4月～2023年3月)も前年度に引き続きビジネスレートの全面または一部免除が発表されている。また、支払い遅延も認められている。

イングランドでは、小売業、ホスピタリティ業、レジャー業を対象にビジネスレートを50%減免(1事業当たり11万ポンドが上限)。

ウェールズでは2022/2023年度は、小売業、ホスピタリティ業、レジャー業に対し、50%の減免(1事業当たり11万ポンドが上限) 託児施設については2025年3月31日まで100%免税。

スコットランドは、小売業、ホスピタリティ業、レジャー業に対し最初の3カ月間は50%

減免（1納税者当たり2万7,500ポンドが上限）。

北アイルランドは総額5,000万ポンドの支援策が用意され、公的機関、公益事業、大規模スーパーマーケットチェーン、オフライセンスをのぞく全ての事業者に1か月分の減免。さらに、小売業、ホスピタリティ業、観光・レジャー業、北アイルランド空港関連業、託児施設、新聞店について3か月分の減免。これに加えて中小企業救済スキーム（SBPR）として評価額が2,000ポンド以下の事業用不動産は、50%、2,000ポンド超5,000ポンド以下は25%、5,000ポンド超1万5,000ポンド以下は20%の減免を受ける。

英国政府（イングランド）：小売・ホスピタリティ、娯楽産業等の事業者に対するビジネスレート免除について（[Check if your retail, hospitality or leisure business is eligible for business rates relief due to coronavirus \(COVID-19\)](#)）

英国政府（イングランド）：「小売業等への2021/2022年度のビジネスレート減免の延長について（[Business rates: expanded retail discount 2021 to 2022 - local authority guidance](#)）

スコットランド自治政府：新型コロナウイルス感染拡大下での非居住不動産レートに関する救済について（[Help for non-domestic rate payers in Scotland during coronavirus \(COVID-19\)](#)）

ウェールズ自治政府：ビジネスレートの減免（[Business Rates in Wales](#)）

10. スコットランド独自の減免

他地域にはないが、スコットランド自治政府が独自に実施しているビジネスレートの減免がある。

スコットランド自治政府：国内の減免措置について（[Non-domestic rates relief Overview](#)）

11. ウェールズ独自の減免

水力発電プロジェクトをビジネスレートで支援するため助成金を用意している。

ウェールズ自治政府：ウェールズのビジネスレート水力発電プロジェクト（[Business Rates in Wales Hydropower Projects](#)）